

## 道路法令関係Q&A

# 路線の重複

### 道路局路政課

ダイスケ・路政課・二年目係員

やすお .. 路政課・新人係員

(ある昼休み、食事に向かう一コマ)

**ダイスケ** そろそろ紅葉の季節だね。街路樹もいい感じで色づいてきた。今週の週末あたり、ドライブがてら山に紅葉でも見に行こうかな。

**やすお** 僕はこの银杏のつぶれた匂いがけっこう苦手なんですよ。でも、ダイスケさん、誰かと一緒にドライブに行くような方でもいらつしやるんですか？ そういえば今週末は確かダイスケさんの誕生日・・・。

**ダイスケ** (ギク！ 話をそらすように) まあ、それはそれとして・・・。ところでやすお君、今歩いている道路だけど、これ県道であつてかつ市道でもあるって知ってた？

**やすお** そうなんです。県道と市道が重複することがあるんですか。でもその場合、道路管理者は誰になるんですか？ 県と市の二者が共同で管理することになるんでしょうか？

**ダイスケ** やすお君、道路法(以下、法)に道路

の路線が重複する場合の措置に関する規定があるよ。法第十一条第二項によると、「都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合には、おいては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する」とされている。

**やすお** では、この道路の道路管理者は県ということですか。

**ダイスケ** そうだね。法は国道と都道府県道・市町村道との関係についても、同条第一項で「国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する」としている。

**やすお** ということは、法の規定からすると、例えば都道府県道と市町村道の路線が重複する場合、市町村が道路管理者になることもできないし、都道府県と市町村とが道路管理権限を共同で行使するということもできないということですか。

**ダイスケ** うん。都道府県道・市町村道に関する規定に国道に関する規定を優先させ、市町村道に関する規定に都道府県道に関する規定を優先させている理由は、それぞれ全国的な幹線道路網を構成し、地方的な幹線道路網を構成している国道、都道府県道に関する規定を適用することによって、必要かつ十分であると考えられるからなんだ。

道路を共同で管理することができない理由は、道路管理権限を行使するものが二者いては、例えば道路占用の許可を得ようとする者にとって手続が煩雑になって困るだろうし、道路管理者が二者いることによって、責任の所在が不明確になる可能性もあるからね。

**やすお** なるほど。では、例えば都道府県道と市町村道の路線とが重複していた場合に、道路本体は都道府県が管理して、道路の附属物は市町村が管理するということも認められないんでしょうか。

**ダイスケ** 管理を複雑にしない、責任の所在を不明確にしない等の法の趣旨からすれば、それも認められないことになるね。

**やすお** でも待てよ。ダイスケさん、法に共用管理施設の管理に関する規定がありましたよね。この規定によって、道路本体の管理とは別に、附属物に関しては市町村が管理するということが認められたりはしないんでしょうか？

**ダイヤスケ** 確かに、法第十九条の二で共用管理施設

の管理に関して定められている。でも本条で特別に管理の方法を定めることが認められている共用管理施設とは、一の道路の施設でありながら、隣接・近接する他の道路の管理のための施設としての効用をも有する施設のことであり、その施設の周辺について二以上の道路の道路区域が決定されるといようなものではないんだ。あくまで道路区域は一つなんだ。だから、路線が重複する場合に道路附属物の管理については別の道路管理者が行えるということをも、本条から導き出すことはできないんだ。

**やすお** なるほど。じゃあ、都道府県道と市町村道の路線が重複している場合、市町村は何ら管理権限を行使できないということですか。

**ダイヤスケ** いや、本条は道路管理権が必要以上に競合して行使されることを避けるための規定であり、この趣旨に反しない限りにおいては、他の道路に関する規定の適用を認めても問題はない。例えば、当然、都道府県道と市町村道の路線が重複する場合においても市町村は市町村道について道路の区域の決定又は変更を行う権限を有するのであり、これらの権限までも、都道府県道の管理者である都道府県に行わせようとするものではないんだ。また、市町村道の管理権限は潜在化しているだけで消滅しているわけではないから、都道府県道の路線が廃止された

場合は、市町村の道路管理権限が顕在化することになる。これを利用して、都道府県道を市町村へ引き継ぐ手法が考えられる。法第十条第一

項において「都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。」とある。まず市町村道の路線を都道府県道の路線と重複させて認定した上で、都道府県道の路線の廃止を行うんだ。ただ、この場合に注意しなければならないのは、路線を重複させる期間が必要だということだ。例えば、三月三十一日に都道府県道を廃止して、四月一日に市町村道を認定することは、路線が重複している期間がなく、都道府県道の路線の廃止は認められない。

**やすお** なるほど。

**ダイヤスケ** ところで、やすお君。最近腹が減つてしょうがないことない？ 僕は昨日久しぶりにお昼にカレーパンを七個食つたよ。

**やすお** ホントですか？ カレーパンだけで七個ですか。ちょっと想像できないですね。

**ダイヤスケ** いやあ、「天高く馬肥ゆる秋」とはよく言ったものだよ。でも昼に食べ過ぎると午後眠くなつちゃうから、食べ過ぎないようにしないとね！

○道路法（昭和二十七年六月十日法律第八十号）

（路線の廃止又は変更）

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2・3（略）

（路線が重複する場合の措置）

第十一条 国道の路線と都道府県道又は市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、国道に関する規定を適用する。

2 都道府県道の路線と市町村道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、都道府県道に関する規定を適用する。

3 他の道路の路線と重複するように路線を指定し、認定し、若しくは変更しようとする者又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は、現に当該道路の路線を認定している者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

（共用管理施設の管理）

第十九条の二 道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、道路の排水その他の道路の管理のための施設又は工作物で、当該道路と隣接し、又は近接する他の道路から発生する道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、当該他の道路の排水その他の当該他の道路の管理に資するもの（第五十四条の二第一項において「共用管理施設」という。）の管理については、当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者（以下この条及び第五十四条の二において「共用管理施設関係道路管理者」という。）は、第十三条第一項及び第三項並びに第十五条から第十七条までの規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2・5（略）